

てあて ねんきん 手当・年金

とくべつしょうがいしゃ てあて 特別障害者手当

とあ 問い合わせ ぶくし か 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の重度障がいのある人に対し手当を支給します。

支給要件

- 施設に入所していないこと。
 - 病院等に継続して3か月を超えて入院していないこと。
 - 毎年の所得が基準以下であること。
- なお、原爆被害者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当との供給調整があります。
- 障がいの程度が政令で定める基準を満たしていること。

手当額 (額については改定されることがあります。)

月額 27,980 円 (2023 年度)

支給月

- 5月、8月、11月、2月
- 申請月の翌月から支給対象となります。

申請に必要なもの

- 印鑑
- 戸籍謄本 (本籍が津市でない場合)
- 身体障害者手帳及び療育手帳所持者はその手帳
- 本人名義の預貯金通帳
- 特別障害者手当認定診断書
- 年金受給者の方は証書 (本人のみ)
- マイナンバーがわかるもの

てあて
ねんきん
手当・年金

しょうがい ぶくし てあて 障害児福祉手当

とあ 問い合わせ ぶくし か 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がいのある人に対し手当を支給します。

支給要件

- 施設に入所していないこと。
- 障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。
- 毎年の所得が基準以下であること。
- 障がいの程度が政令で定める基準を満たしていること。

手当額 (額については改定されることがあります。)

月額 15,220 円 (2023 年度)

支給月

- 5月、8月、11月、2月
- 申請月の翌月から支給対象となります。

申請に必要なもの

- 印鑑
- 戸籍謄本 (本籍が津市でない場合)
- 身体障害者手帳及び療育手帳所持者はその手帳
- 本人名義の預貯金通帳
- 障害児福祉手当認定診断書
- マイナンバーがわかるもの

てあて ねんきん 手当・年金

とくべつ じ どう ふ よう てあて 特別児童扶養手当

とあ 問い合わせ 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



20 歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいのある児童を扶養している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対し手当を支給します。

てあて がく 手当額

(額については改定されることがあります)

- (1級) の場合
児童 1 人につき月額 53,700 円 (2023 年度)
- (2級) の場合
児童 1 人につき月額 35,760 円 (2023 年度)

しきゅうづき 支給月

- 4月、8月、11月
- 4か月分ずつ振り込まれます。
- 申請月の翌月から支給対象になります。

しきゅうようけん 支給要件

- 児童が児童福祉施設などに入所していないこと。
- 児童が障がいを理由として公的年金を受給していないこと。
- 扶養者の毎年の所得が基準以下であること。
- 障がいの程度が政令で定める基準を満たしていること。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- 印鑑 ● 戸籍謄本 (本籍が天津町でない場合)
- 身体障害者手帳及び療育手帳所持者はその手帳
- 申請者名義の預貯金通帳
- 特別児童扶養手当認定診断書
- マイナンバーがわかるもの

ねんきん しきゅう 年金の支給

とあ 問い合わせ 住民課

TEL 096(293)3112 FAX 096(293)0474



しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金

障がいの原因となった傷病の初診日が国民年金加入中にある人や、国民年金の資格を喪失した後、日本国内にお住まいで 60 歳から 65 歳の間に初診日がある人で、障害等級表の 1 級または 2 級に該当する障がいの状態となり、保険料の納付要件を満たしているときに支給されます。

また、20 歳前に初診日があり、障害等級表の 1 級または 2 級に該当する状態にある場合には、20 歳から支給されます。ただし、この場合、所得制限があります。

しきゅう がく 支給額 (額については改定されることがあります)

1 級 年額 972,250 円 2 級 年額 777,800 円 (2022 年度) この他、子の加算あり。

しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日があって、障害等級の 1 級～3 級に該当する障がいの状態になり、保険料の納付要件を満たしている場合に支給されます。

しきゅう がく 支給額 (額については改定されることがあります)

1～3 級
本人の報酬額を基に算定します。

くまもとけんしんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさい せいど 熊本県心身障害者扶養共済制度

とあ
問い合わせ

ふくし か
福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



しんしんしょう ほう ごしゃ せいぞんちゅう いっていがく かけきん のうふ ほう ごしゃ まんいちしぼう じゅうど
心身障がい保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡、または重度
しょう しょうがいになつたとき、のこ しんしんしょうがいしゃ しゅうしんいっていがく ねんきん しきゅう せいど
障がいになったとき、残された心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

●かにゅう ひと 加入できる人

しょうらいどくりつ じかつ こんなん しょう しゃ しんたい きゅう ちてき せいしん ふよう ひと
将来独立して自活することが困難な障がい者（身体（1～3級）、知的、精神）を扶養している人で、
つぎ じょうけん み ひと
次の条件を満たしている人。

- けんない す ・ さいみ まん
・ 県内に住んでいること。 ・ 65歳未満であること。
- とくべつ しつぺい しょう せいめいほけん かにゅう けんこうじょうたい
・ 特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

かけきん 掛金

かにゅうじ ふようしゃ ねんれい こと ひとくち えん えん
加入時の扶養者の年齢により異なり、一口あたり 9,300 円から 23,300 円です。

ねんきん きゅうふ 年金の給付

かにゅうしゃ しぼう いちじる しょう じょうたい つぎ しょう しゃ まいつぎ まんえん
加入者が死亡または著しい障がいのある状態となったときは、その月から、障がい者に毎月2万円（2
くちかにゅう ばあい まんえん ねんきん しょう しゃ な しきゅう
口加入の場合は4万円）の年金を、障がい者が亡くなられるまで支給します。

てあて
手
当
・
ねんきん
年金